

【ポスター発表】

カナダにおけるコミュニティワークの研究

ーコミュニティワーカーの専門性とその役割をめぐる議論に着目してー

奈良学園大学 氏名 岡野聡子 (009276)

キーワード3つ：カナダ、コミュニティワーク、コミュニティ・ディベロップメント

1. 研究目的

本研究は、カナダにおけるコミュニティワーカーの専門性とその役割をめぐる議論に着目し、文献研究を通して考察することを目的としている。

日本のコミュニティワークの議論をめぐるっては、地域支援が重視されているにも関わらず、その定義や概念、展開プロセス等が明確化されていないという課題が指摘されてきた（瓦井 2011、金田 2016、池上・村山 2019）。その中で、金田（2016:105）は、コミュニティソーシャルワークをタイトルにしている論文は増加しているが、コミュニティワークに関する研究が減少していると指摘し、地域援助技術としてのコミュニティワークの位置が角に追いやられている帰来があると警鐘を鳴らしている。また、池上・村山（2019:46）は、コミュニティワークの曖昧さが地域福祉の援助技術に関する研究を進める上で、大きな阻害要因になっているとし、コミュニティワーク理論のキー概念を基に、コミュニティワークの体系図を試論として提示している。

今回、カナダのコミュニティワークを取り上げる背景として、カナダも日本と同様、英米からコミュニティワークの理論がもたらされてきた経緯があり、カナダとしてのコミュニティワーク理論を構築する必要があるという議論が繰り返されてきた。そのため、カナダにおけるコミュニティワークの専門性をめぐる議論やその役割について考察することで、日本のコミュニティワーク理論の構築に際し、何らかの示唆を得ることができるのではないかと考えるに至った。なお、カナダのコミュニティワークは、一般的にコミュニティ・ディベロップメントという名称が使用されている。コミュニティ・ディベロップメントに関する論文や書籍、報告書には、コミュニティワーカーとコミュニティ・ディベロッパーという二つの用語が使用されることが多いため、本研究では、コミュニティワークと統一をして表記をする。

2. 研究の視点および方法

カナダには、コミュニティワーカーのための専門的な組織はなく、実務を規定する基準もない。コミュニティワーカーは、何らかの組織に所属をして活動を行う（日本の場合であれば、たとえば、社会福祉協議会など）ため、その実務に対して説明責任が生じる。コミュニティワーカーという専門家であるならば、地域で活動を行う際の倫理規範が必要であると考えられるため、専門性と役割に着目して考察する。研究方法は、文献調査である。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守し、奈良学園大学研究倫理審査（N6-001）の承認も得て研究を実施している。

4. 研究結果

コミュニティワーカーの職務の成果を簡潔に述べるならば、コミュニティのメンバーの生活の質を向上させることである（Frank&Smith, 1999:7）。Well&Gamble(1995)によると、コミュニティワーカーは、オーガナイザー、教師、コーチ、ファシリテーター、擁護者、交渉者、仲介者、研究者、コミュニケーターの役割を果たしているとし、その職務の広さを解説している。D. Hannis（2003）は、コミュニティワークのプロセスモデルとして、良好な人間関係の構築と維持を中核とし、①専門家としての役割の明確化、②コミュニティの調査、③コミュニティへの参加、④意識改革、⑤ニーズとアセットの評価、⑥目標の設定、⑦組織の構築、⑧行動計画の策定、⑨行動、⑩評価を一連の流れとして提示した。コミュニティワーカーは、⑤ニーズとアセットの評価が実施された後に地域に入ることもあるため、必ずしも①から順番に着手していくというわけではない。

こうした多様な役割を担い、コミュニティワークのプロセスモデルも確立されているにも関わらず、カナダにおけるコミュニティワーカーの専門的組織はなく、実務を規定するための基準もない。そのため、実務を行う際には、カナダソーシャルワーカー協会（CASW）やカナダ看護師協会（CNA）、カナダ心理学者協会（CPA）の倫理規範が参考にされてきた（Jason&David, 2012:62-64）。これらの協会の倫理規範には、専門職としての意思決定の指針となる原則と価値観が掲載されており、これらの分野の専門家が実践を行う際に使用する必要がある規準が示されている。しかし、これらの倫理規範は、コミュニティでの実践ではなく、臨床的な実践を強調する傾向がある。Hardina（2004）は、コミュニティワークの実践における倫理規範は、臨床的な実践の倫理規範とは異なる点があると述べる。たとえば、コミュニティワークの場合、目標は社会の変化であり、個人の健康促進ではないこと、変化の影響を受ける人は、ワーカーと直接的に接触しているとは限らないこと、個々の問題を生み出す社会的・経済的な力を批判的に検討することを要する等を取り上げている。

5. 考察

カナダでは、福祉からまちづくりに関するものまで、コミュニティワークとして広く捉えられており、求められる役割も多様である。日本のコミュニティワークの議論を見ると、コミュニティワークの方法論や技術、展開プロセスについての議論はあるが、専門家としての倫理規範の検討に関する議論はされていないように思われる。今後は、コミュニティワークの倫理規範の検討を行い、コミュニティワーカーの専門性を問いたい。本研究は、JSPS 科研費 JP24K05491、JP22K01968 の助成を受けた研究成果の一部である。なお、開示すべき COI 関係にあたる企業などはない。